



1. 丘陵地の農村風景（棚田百選の坂折棚田・中野方町） 2. 山への眺望（三郷町内から望む中央アルプスの雄大な山並み）
 3. 平地の農村風景（農村景観日本一の岩村町富田地区） 4. ダム景観（ダム湖が生んだ渓谷美「恵那峡」） 5. 地域をつなぐ動線（菜の花畑を走る明知鉄道） 6. 山や川の自然景観（豊かな緑に囲まれた清流上村川・上矢作町） 7. 生活や産業の景観（冬の風物詩「寒天干し」・山岡町） 8. 歴史的な風景（国指定の重要伝統的建造物群保存地区の歴史的な建物・岩村町） 9. 市街地の景観（恵那駅東側の高台・県道恵那峡公園線から市中心部を望む）

美しい景色を守り育てる

景観を生かしてまちなちづくり

平成16年に景観法が制定され、この法律を活用するため景観計画を策定します。3月28日に市景観計画策定委員会は、市長へ「市景観計画(案)」を答申しました。
 この計画の特徴は、良好な景観づくりの対象区域を市全域にすること。規制だけを指すのではなく、新しく景観の視点をまちづくりに生かそうとしています。計画書には、良好な景観づくりの方針や基準、景観資源の保全と活用方法などを記載します。
 今後、市は、この計画の実施のため「市景観条例」を制定し、景観によるまちなちづくりを進めます。

□問い合わせ 都市整備課（内線234）

法に基づいて法定計画を目指して

市景観計画は、景観づくりの方針を定めるとともに建築行為などに対する規制や誘導など具体的な措置を定めるものです。
 目指す将来像を明確にし、全市民で、良好な景観の保全や形成に取り組めます。
 景観は、常日ごろ私たちが

見ているまちの状態そのものです。そのため景観づくりは、まちづくりと一体的に取り組む必要があります。

市では、計画を実行するため、より実行力の高い景観法に基づいた、法で定めた計画（法定計画）の作成を目指しています。

法定計画にするためには、計画と条例が必要です。計画では、区域や方針、基準など

を定める必要があります。

法が市町村の条例に委ねている、建築行為などの届け出を要する行為に対する規制誘導などの具体的な措置を条例で定めることによって、計画が法定計画となります。来年の3月に条例・規則を制定し、10月に施行を目指します。
 景観計画(案)は、市役所情報公開コーナーで、閲覧できます。

次世代に引き継ぐ責任がある

市内にある多くの素晴らしい景観は、それぞれの地形や風土、歴史、文化によってでき、代々受け継がれてきた個性で魅力的な景色です。
 それらの景観は、ふるさとの景色として、懐かしさや地域への愛着と誇りになっています。

しかし近年の急激な社会の変化で、それらの景観を維持することが難しくなり、徐々に失われつつあります。
 最近では、地域の独自性を確立する上で「まちの景観」が重要とされています。
 私たちは、今一度、ふるさとの美しい景色が出来た背景を知り、誇りを持ち、より磨き、この景色を子どもたちに引き継ぐ責任があります。

特徴を磨き活力ある地域をつくる

人口減少時代を迎えた現在、活力ある地域をつくるためには、定住の促進と交流人口の確保に向けて、他にはない地域の特徴を磨くことが重要です。
 この観点からは、地域固有の歴史や産業、文化を映し出す「心地よく愛着の感じられる」景観が、大きな役割を果たします。

市内には、かつての城下町や宿場町の面影を残す町並みや、坂折棚田などに代表される美しい田園風景があります。
 これらの魅力をさらに高め、定住人口や交流人口を拡大し、地域の活性化につなげるため、良好な景観の維持と形成が必要不可欠です。

まちの活性化につなげる

景観づくりは、次のような効果が期待されますが、すぐに表れず、直接的には見えません。
 景観は、今後のまちなちづくり

で重要な役割を果たすため、景観づくりに取り組み、まちの活性化につなげます。
愛着や誇りの醸成
 地域を知り景観を守り育てることは、美しいふるさとにずっと住み続けたいという、ふるさとへの愛着や誇りを醸成します。

快適な生活環境の形成

景観づくりにより、身近な緑や水辺、美しい町並みなどのゆとりや潤いがもたらされ、質の高い快適な生活環境をつくり出します。

地域社会のつながりを強化

景観計画でまちの将来像が明確になり、まちなちづくりの機運が向上します。
 景観づくりの活動で、地域社会のつながりの強化も期待できます。

観光や交流が活性化

観光や交流には、地域の魅力をつくり高めることが重要です。良い景観は地域の魅力となり観光や交流が活発になります。

まちが活性化

訪れたいまちや居心地の良いまちにすることが、集客やまちの活性化につながります。



▲地形条件をうまく生かした本市の一般的な農村景観（串原地内）

市が目指す景観像

人々の暮らしが見える風景

各地域は、それぞれ異なる地形条件をうまく生かした土地利用を行い、特徴ある景色をつくっています。城下町や大正村からは、地域の成り立ちや歴史、文化を感じることができます。

山や川、農地、里、まちがあるという地形条件で、土地利用の必然性やつながりを大切に、地域ごとの文化的で豊かな暮らしが感じられる風景を目指して、景観づくりを行います。

5つの基本方針

景観計画では、市全域を対象に、景観づくりの5つの基本方針を定めました。

また、この計画は、地域別景観計画と景観形成重点地区を重ねた次のページの図1のような3層構造で進めます。

本市を取り囲む山への眺めや緑豊かな森林景観を生かす

本市の景観を強く特徴づけ、広く親しまれている山への眺めを邪魔しないよう十分配慮します。

環境維持や生産を重視する森林など、目的に合った整備や管理を行い、間伐を行うなど啓発活動を進めます。

本市の景観の「地」となっている美しい農村景観を守る

本市の風景の基本（地）となる美しい農村景観（田園景観）を守るため、農林業の担い手の地域住民が、生き生きと暮らせる地域づくりを進め、農林業が継続できる環境を整える必要があります。

棚田の活用や地域のブランド米など特産品作りなどを推進し、良好な農村風景の暮らしと農林業を守ります。

人々の暮らしが息づく身の回りの「生活景」を大切に、地域の文化や暮らし方が反映された生活景の維持や保全のため、建築や開発行為などを適切に規制・誘導します。

人口減少が強い地域では、都市住民との交流活動や空き家などを活用した移住者の受け入れを促進し、生活景を形づくっている地域社会のつながりを維持します。

地域の「ま」と「り」を大切に、互いを引き立て魅力を磨く

市内13地域のそれぞれの特色や個性を生かした景観づくりを進めます。また、それぞれの地域が切磋琢磨し、互いに連携し合うことで、市全体の景観の質を向上させます。

各地域をつなぐ動線や河川の景観を良好に維持し形成する

地域ごとの個性を生かした景観づくりを進めます。各地域をつなぐ道路や鉄道、河川については、地域間のつながりを考慮した景観づくりを進めます。

それぞれの個性を生かす地域別の計画

地域の個性を生かした質

高い景観をつくるためには、地域ごとに各地域の実情に合った細かい方針を設定し、実際に行動していくことが必要です。良好な景観は規制だけでできるものではなく、地域住民の主体的な取り組みが重要です。

そこで、市内13地域を基本単位とし、各地域の景観づくりの方向性と、実現のための取り組みを定めた「地域別景観計画」を策定します。

平成21年度には、モデル的に中野方町と岩村町、山岡町、明智町で地域別景観計画の策定に向けた検討を、グループ討論の方式で行いました。

今後は、モデル地域ではこの検討結果をまとめ、他の地域でも順次検討を進めます。



▲モデル地域では大学生と一緒に検討

住民合意があれば重点地区に指定

市を代表するような特徴的な景色を持つ地区や、住民自らが積極的に景観づくりに取り組もうとしている地区は、住民などの合意が得られれば、より重点的に景観づくりに取り組む「景観形成重点地区」に指定します。

重点地区での制度の活用や基準作りでは、地区の皆さんの意向を尊重し、景観計画との整合性を図りながら景観づくりを進めます。

重点地区では、独自の基準による、届け出制度の運用や、景観形成住民協定の適用、景観地区や準景観地区への位置づけなど、法に基づく諸制度の活用で、積極的なまちづくりを進めることができます。



▲大井宿の歴史的町並み地区は、景観形成重点地区の候補

※景観形成住民協定=協定地区内の土地所有者などの3分の2以上の合意で作られた景観づくりのルール

シンボリックな建造物や樹木を保全

市民に親しまれ、地域のシンボリックな存在となっている建造物や樹木は、所有者の同意で「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に指定し、適切な保全管理を行います。

道路や河川、公園などの公

共施設は地域景観の重要な拠点になります。景観に大きな影響がある公共施設は、国や県などの関係機関と協議し、「景観重要公共施設」に指定。地域の景観にふさわしい整備を進めます。

最低限のルールで眺めや町並みを守る

周辺の山への眺めを邪魔するような高い建物や、落ち着いた町並みの雰囲気を壊す派



▲周囲の山と調和した町並み

行為の種類ごとの基準の設定

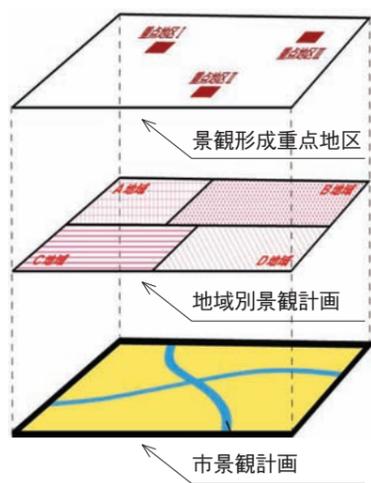
行為の種類	景観形成基準	届出が必要な行為	
		規模基準	色彩基準
①建築物の建築など	○	○	○
②工作物の建設など	○	○	○
③開発行為	○	○	—
④土石の採取などによる土地の形質の変更	○	○	—
⑤屋外での土砂や廃棄物、再生資源などの堆積	○	○	—

手な色の建物は、周辺の景観に影響します。開発行為などにより、山の姿を大きく変えてしまうことがあります。

この計画では、市全域の良好な景観を守るため、建物などの高さやデザイン、色彩などについて最低限の景観づくりのルール（景観形成基準）を検討しています。

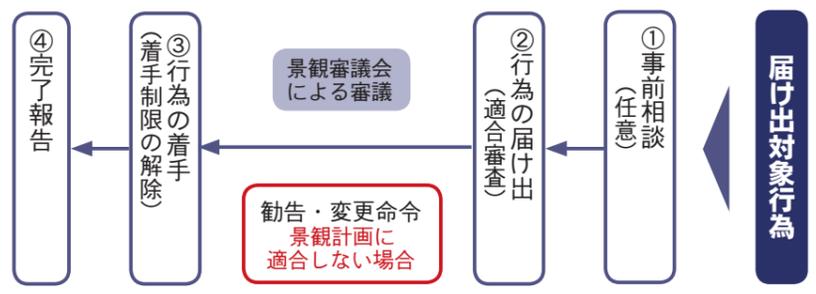
このルールが守られているかを審査するため、景観に大きな影響を与える一定規模以上の建築行為や開発行為などを行う場合や、建築物や工作物の外観に特定の色彩を用いる場合には、その行為の着手前に、下図のように届け出をする仕組みを考えています。

景観計画の構造のイメージ 図1



▲景観計画の構造は、市全域の景観形成基準(市景観計画)に、地域別の景観形成方針と行動計画(地域別景観計画)と、重点地区の景観形成基準(景観形成重点地区)を重ねる3層構造。

届け出の手順



良好な景観の保全や形成に向けて

地域が、独自に取り組みを進められる体制をつくりま

景観への影響が大きい行為を適切に規制・誘導します。

景観形成重点地区の指定や各種基準の設定、景観形成住民協定の締結を促進、屋外広告物条例の制定などを進めます。

市民と事業者の協力や参画で、景観まちづくりを行うため、意識啓発や協力体制(パートナーシップ)が強化されるような取り組みを行います。

景観審議会を組織し、外部の有識者などから、アドバイザーが受けられる総合的な推進体制を作ります。

豆知識



三好学が生んだ「景観」

景観という言葉は、岩村藩出身で植物学者の三好学(1862年-1939年)が、ドイツ語のランドシャフト(Landschaft)を「景観」と訳し、日本で初めて使用したと言われています。

地理学者の辻村太郎が、1937(昭和12)年に著した「景観地理学講話」の中で、景観という言葉を生み出した人物として、三好学を紹介しています。

また、ことは、三好学生誕150年です。



▲郷土の先人三好学